

第8回定時株主総会

電子提供措置事項記載書面のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

事業報告

主要な事業内容

主要な営業所及び工場

従業員の状況

主要な借入先の状況

その他会社の現況に関する重要な事項

株式の状況

新株予約権等の状況

会社役員に関する事項（社外役員に関する事項）

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

ベースフード株式会社

上記事項は、法令及び定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、すべての株主様に電子提供措置事項から上記を除いたものを記載した書面を送付しております。

事業報告

1. 会社の現況

(1) 主要な事業内容 (2024年2月29日現在)

当社は、「主食をイノベーションし、健康をあたりまえに。」というミッションのもと、特に栄養に関する課題を解決するため、“栄養のインフラ”としてのBASE FOODを目指し、完全栄養の主食を中心としたBASE FOODシリーズ（「BASE PASTA」・「BASE BREAD」・「BASE Cookies」・「BASE FOOD Deli」）の開発と販売を行っております。

(2) 主要な営業所及び工場 (2024年2月29日現在)

事業所名	所在地
本社	東京都目黒区
食品開発ラボ	東京都渋谷区
座間配送センター	神奈川県座間市
高槻配送センター	大阪府高槻市

(3) 従業員の状況 (2024年2月29日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
128 (122) 名	20名増 (49名増)	36.1歳	1.8年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であります。
2. 臨時従業員は、年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
3. 平均年齢、平均勤続年数は正社員、契約社員のみで算出しております。
4. 当社は、従来より「完全栄養食事業」の単一セグメントでしたが、報告セグメントに含まれない事業セグメントとして「その他」を追加しております。
なお、報告セグメントにおける「完全栄養食事業」の比率が極めて高く、事業全体に係る記載内容と概ね同一と考えられるため、セグメントごとの記載は省略しております。

(4) 主要な借入先の状況 (2024年2月29日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	500,000 千円

(5) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年2月29日現在)

(1) 発行可能株式総数 192,586,400株

(2) 発行済株式の総数 53,292,900株

(3) 株主数 15,325名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
橋 本 舜	17,691,300株	34.06%
グ ロー バ ル ・ ブ レ イ ン 6 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	4,746,400株	9.14%
グ ロー バ ル ・ ブ レ イ ン 7 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	1,634,500株	3.14%
金 子 裕	1,503,600株	2.89%
ベ ー ス フ ー ド 株 式 会 社	1,358,000株	—
山 本 陽 介	1,161,300株	2.23%
齋 藤 竜 太	1,123,100株	2.16%
THE FUND投資事業有限責任組合	1,060,100株	2.04%
吉 岡 裕 之	1,015,000株	1.95%
X T e c h 1 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	962,700株	1.85%
島 田 孝 文	781,300株	1.50%

(注) 持株比率は当社自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権
の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	田中 宏隆	株式会社UnlocX代表取締役CEO 一般社団法人 SPACE FOODSPHERE 理事
社外監査役	長瀬 大樹	長瀬大樹公認会計士事務所代表 長瀬大樹税理士事務所代表 株式会社軽子坂パートナーズ執行役員
社外監査役	永井 公成	法律事務所ネクシード代表弁護士 バルミュウダ株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社フォーバル・リアルストレート社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 社外取締役田中宏隆が兼職している他の法人等と当社の間には、特別の関係はありません。
2. 社外監査役長瀬大樹が兼職している他の法人等と当社の間には、特別の関係はありません。
3. 社外監査役永井公成が兼職している他の法人等と当社の間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外 取締役	田中 宏隆	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。 製造業及び食品業界における豊富な知識に加え、上場会社における社外取締役としての経験等の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べ、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外 監査役	長瀬 大樹	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。 公認会計士として会計・税務に関する専門知識と豊富な業務経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外 監査役	永井 公成	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また監査役会14回の全てに出席いたしました。 弁護士として法律に関する専門知識と豊富な業務経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(a) 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社は、取締役および使用人が法令および定款を遵守して事業活動を行う企業文化を構築するため、コンプライアンスに関する諸規程を制定し適正な運用を行うとともに、代表取締役は、コンプライアンスの重要性が浸透するよう取締役および使用人に啓蒙する。
- イ. コンプライアンス違反に対し、当社の取締役、監査役、および使用人等、当社で就業するすべての者からの通報体制として内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、適正な運用を行う。
- ウ. 内部監査担当者は内部監査規程に基づき、法令および定款の遵守体制に関する監査を行い、その有効性について評価を行う。監査の結果、是正、改善の必要があるときは、直ちに代表取締役および監査役に報告を行う。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役の職務執行に関する情報は、法令ならびに取締役会規程および文書管理規程に基づき適正に作成、保存、管理する。
- イ. 当社は、業務上取扱う情報について情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存および管理する体制を整備し、運用する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 当社のリスク管理体制強化のためにリスク管理規程を制定し、リスク評価および対応は、経営会議が推進する。
- イ. 当社は、経営会議において、各種リスク管理の方針等について審議等を行い、重要事項は必要に応じて取締役会に報告を行う。
- ウ. 内部監査担当者は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対し監査を行い、その有効性について評価する。体制や運用方法について改善の必要があるときは、直ちに代表取締役および監査役に報告を行う。

(d)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 定款および取締役会規程に基づき、適正に取締役会を運営し、取締役会は、原則として毎月1回、その他必要に応じて随時開催する。
- イ. 取締役会は、取締役会規程に則り経営上の重要事項の決議を行うとともに、業務の執行状況等の報告および協議を行う。
- ウ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、および稟議規程を制定し、適正に運用する。
- エ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、経営にかかわる業務執行上の重要事項については、代表取締役、取締役（社外取締役を除く）、本部長、部長および常勤監査役から構成される経営会議において協議、報告を行う。経営会議は、原則として隔週1回、その他必要に応じて随時開催する。

(e)監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ア. 監査役は、監査の実効性の確保の観点から、監査役の職務を補助するための使用人（以下「補助使用人」という。）を設置することを取締役会に対して要請することができる。
- イ. 監査役は、補助使用人を設置する場合には、補助使用人の業務の遂行、仕事量、人事評価等を含め、働きやすい環境が確保されるよう努める。
- ウ. 補助使用人の人選、人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権、補助使用人に対する監査役の指揮命令権等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分に留意する。

(f)取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ア. 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、重要な会議等に出席する。
- イ. 監査役は、定期的に代表取締役と会合をもち、経営方針、事業の環

境と推進状況等について説明を受けるとともに、監査の実効性を高めるための要望等についても意見を交換する。

- ウ. 監査役は、取締役のほか、コンプライアンスやリスク管理を所管する経営管理部門、その他内部統制機能を所管する部門から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受ける。
- エ. 内部通報窓口担当部門は、内部通報制度の通報を受けた際には、通報内容および状況を直ちに監査役に報告を行う。
- オ. 内部監査担当者は、監査役に対しその監査計画および監査結果について定期的に報告を行い、監査役は必要に応じて調査を求める。
- カ. 監査役は取締役と協議し、監査役に報告を行った者または内部通報制度における通報を行った者が、当該報告または通報を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
- キ. 各監査役が意思疎通を図り、監査および経営、事業その他の関連する情報の提供と意見の交換を行うことにより、監査に関する重要な事項について情報を共有し、監査役共通の事項について決定するために監査役会を設置する。

(g) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- イ. 監査役は、監査の実施状況とその結果について、定期的に代表取締役および監査役会に報告する。
- ウ. 監査役会は、会計監査人との十分な連携を図る。
- エ. 監査役は、職務の執行について生ずる費用について、代表取締役と協議のうえあらかじめ予算に計上し、緊急または臨時に支出した費用と合わせて当該費用を、会社から前払または償還を受けることができる。
- オ. 監査役は、必要に応じて弁護士等外部専門家の意見を徴することができる。

(h) 反社会的勢力との関係遮断に向けた基本的な考え方

- ア. 反社会的勢力とは関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、弁護士および警察等と連携

し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

- イ. 取引先と契約を締結する際には、当該取引先が反社会的勢力又はそれと関わりがある個人・法人等でないことの確認を行う。
- ウ. 取引先と契約を締結する際には、双方において反社会的勢力又はそれと関わりがある個人・法人等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除とともに損害賠償請求義務を負うなどの「反社会的勢力の排除規程」等を契約書面にて交わす。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度におきましては、前記「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取り組みは以下のとおりであります。

①取締役の職務執行

取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、取締役会等を通じて社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。

当事業年度では、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。

②監査役の職務執行

監査役会を14回開催したほか、監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役及び他の取締役との定期的な会合を持つことで、監査機能の強化及び向上を図っています。

また、会計監査人や内部監査担当と連携した監査、内部監査の状況の確認を通じて、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

③内部監査の実施

内部監査につきましては、各部門から独立した代表取締役の直属組織として内部監査部を設置しております。内部監査部は各部門の業務に対し、内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告

しております。なお、実効性の高い内部監査を実施するため、内部監査計画の策定から実施結果の報告や改善状況の確認等において、代表取締役が主体的に関与しております。

また、監査役及び会計監査人とは定期的にミーティングを実施し、監査の内容の確認、改善状況の確認等について情報交換を行うことで効率的、効果的な監査を実施しております。

株主資本等変動計算書

(2023年3月1日から)
(2024年2月29日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金			
					繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	1,102,100	1,512,806	527,605	2,040,412	△1,476,505	△1,476,505	△27,567	1,638,439
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)	29,945	29,710		29,710				59,656
当 期 純 損 失					△856,016	△856,016		△856,016
当 期 変 動 額 合 計	29,945	29,710	-	29,710	△856,016	△856,016	-	△796,360
当 期 末 残 高	1,132,046	1,542,516	527,605	2,070,122	△2,332,522	△2,332,522	△27,567	842,079

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	382	1,638,822
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)		59,656
当 期 純 損 失		△856,016
当 期 変 動 額 合 計	-	△796,360
当 期 末 残 高	382	842,462

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

- ・商品・原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～15年
機械及び装置	12年
工具、器具及び備品	4年～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
特許権	8年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

主として5年で均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

ポイント引当金

顧客に付与したポイントの将来の使用による費用の発生に備えるため、過去の使用実績を基礎として当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、完全栄養の主食を中心としたBASE FOODシリーズの開発と販売を事業として営んでおり、顧客への商品の引渡し時点で商品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

ただし、商品の出荷時から当該商品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品を出荷した時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産に対する減損について)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	122,252千円
無形固定資産	4,414千円
長期前払費用	44,632千円
合計	171,299千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産をグルーピングし、グルーピングごとに減損の兆候の判定を行い、減損の兆候がある資産または資産グループについて減損損失の認識の判定を行っております。減損損失を認識すべきであると判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

事業用資産については、主として事業セグメントを基礎としてグルーピングしております。当社は、「完全栄養食事業」セグメントについて、過年度より継続して営業損失を計上していることから、事業用資産について、減損の兆候が生じているものと判断しておりますが、各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が各資産グループの固定資産の帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しておりません。

固定資産の減損損失の認識の判定にあたり、資産または資産グループの継続的使用によって生じる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会が承認した事業計画を基礎として算定しております。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローにおける主要な仮定は、事業計画における売上高の基礎となる自社ECの新規顧客獲得数及び定期継続率、他社ECの購入顧客数、及び卸販売の展開店舗数であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

前項の主要な仮定については、今後の経済動向等の変動により、事後的な結果と乖離が生じることがあります。

その場合、新たに減損の兆候に該当する資産または資産グループが生じることがあり、また、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、翌事業年度において減損損失が発生する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性について)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 43,525千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に基づき、過年度より重要な税務上の欠損金が発生していることから企業の分類は分類4に該当すると判断しております。

当該判断結果に伴い、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積りに基づいて、翌期の一時差異等のスケジュールリングの結果、将来の税金負担額を軽減する効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しています。

②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の発生額の見積りは主として取締役会により承認された事業計画を基礎として見積りを行っています。事業計画は過年度実績を基に、策定時に入手可能な情報、事業環境を考慮し決定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 43,237千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 53,292,900株 |
|------|-------------|
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,358,000株 |
|------|------------|
- (3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 2,430,700株 |
|------|------------|

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について、短期的な預金等を中心に行い、また必要な資金は銀行等の金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は行っていません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は1年以内の支払期日であります。借入金及びリース債務は主に運転資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

一部の借入金については、変動金利であり、金利変動のリスクに晒されております。

差入保証金は、主に賃貸借契約に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、与信管理規程に基づき、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財政状態等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

(b) 資金調達に係る流動性のリスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰り計画を作成・更新する等の方法により流動性リスクを管理しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
差 入 保 証 金	390,567	389,727	△840
資 産 計	390,567	389,727	△840
リ ー ス 債 務 (*)	8,255	8,201	△54
負 債 計	8,255	8,201	△54

(*) リース債務は、リース債務(流動負債)とリース債務(固定負債)の合計額であります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。
- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
差 入 保 証 金	－	389,727	－	389,727
資 産 計	－	389,727	－	389,727
リ ー ス 債 務	－	8,201	－	8,201
負 債 計	－	8,201	－	8,201

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

時価は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期及び国債の利率をもとに割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

時価は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	944,043千円
減価償却超過額	306千円
一括償却資産償却超過額	2,607千円
未払事業税	3,500千円
ポイント引当金	4,139千円
研究開発費否認	10,808千円
未払金否認額	5,459千円
その他	12,444千円
繰延税金資産小計	983,309千円
評価性引当額	△935,419千円
繰延税金資産合計	47,890千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△4,005千円
その他	△358千円
繰延税金負債合計	△4,364千円
繰延税金資産の純額	43,525千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しています。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント	その他	合計
	完全栄養食事業		
自社EC	9,081,202	－	9,081,202
他社EC	1,067,979	－	1,067,979
卸販売	4,590,004	－	4,590,004
海外事業	134,868	－	134,868
その他	－	33	33
顧客との契約から生じる収益	14,874,054	33	14,874,087
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	14,874,054	33	14,874,087

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約により生じた債権 (期首残高)	561,749 千円
顧客との契約により生じた債権 (期末残高)	781,849
契約負債 (期首残高)	192,856
契約負債 (期末残高)	284,474

契約負債は主に、自社ECの会員からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格等

未充足の履行義務は当事業年度末日時点で284,474千円であります。期末日後概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

10.1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	16円21銭
(2) 1株当たり当期純損失	16円83銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(資金の借入)

当社は、株式会社りそな銀行との当座貸越契約に基づき、以下のとおり、資金の借入を実行いたしました。

資金の借入の概要

借入先	株式会社りそな銀行
借入額	400百万円
借入金利	基準金利＋スプレッド
借入実行日	2024年3月29日
返済期日	2024年5月31日
返済方法	期日一括
担保の状況	無担保・無保証
資金使途	運転資金